

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008 ~ 2010

課題番号：20530273

研究課題名(和文) 地方財政調整制度と地域間財政格差

研究課題名(英文) The local finance adjustment system and the interregional fiscal status

研究代表者

齊藤 慎(SAITO SHIN)

大阪大学・大学院経済学研究科・教授

研究者番号：70093565

研究成果の概要(和文):地域間税収格差の分析に際しては、単なる地域間の視点のみではなく、地域内の都道府県、市町村ごとの格差を考察することも重要である。全体としての地域間格差拡大の一方で、都道府県間ではバブル崩壊後縮小しつつあった。都道府県税収が法人税収に大きく依存しているため、都市圏に存在する府県の税収も相対的に減少してきているためである。一方で、財政調整は近年より強力に行われつつあり、どの程度まで財政調整を行うべきかの基準を見直す必要がある。そのためには、必要額を補填する現行方式とドイツ型水平的財政調整のメリット・デメリットを比較考量することが必要である。

研究成果の概要(英文): In this research, we analyze the local finance adjustment system and the interregional fiscal status, especially from the point of equalization fund of local government revenue. Japanese existing system might generate over-adjustment of equalization, and we refer to the horizontal financial-adjustment system in Germany.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：地方財政調整制度

科研費の分科・細目：経済学・財政学・金融論

キーワード：地方財政調整制度，地方交付税，地域間財政格差，水平的財政調整制度，地方分権 税収配分，道州制，パブリック・プライベート・パートナーシップ(PPP)

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本の政府間財政関係の課題は、国・地方からなる政府部門全体が巨額の財政赤字(フローとストックの両面)を抱える中で、どのようにして効率的な政府を達成するかにある。そのために地方分権へのステップを既に踏み出しており、今後は国と地方の財政関係のあり方が最重要の課題となることは間違いない。これまで大きな部分を国から地方への移転(地方譲与税、地方交付税および国庫

支出金など)に依存してきた地方が自立的な財政運営を行うための仕組みが今日求められている。

(2) このような状況認識の下で、国および地方政府からなる政府部門全体の財源配分の望ましいあり方を考察し、これを実現するために、どのような地方財政調整制度が適格的であるかの制度設計を考察する。人口減少および少子高齢社会においては、地域間財政

格差が急速に拡大する可能性があるが、どの程度の格差が許容可能なのか、どのような財政調整制度が望ましいのかを研究する。

(3) 現在検討されている地方分権をさらに進展させることを想定すると、また市町村合併がかなり進んだ現在、戦後ずっと続いてきた日本の財政調整制度を再考する時期に来ている。ドイツの水平的財政調整制度に着目しながら、諸外国における財政調整制度と日本の地方交付税制度を比較検討する。

2. 研究の目的

(1) 国と地方公共団体の財政を結びつける最大の財政移転である地方交付税制度に焦点を当て、水平的財政調整効果と垂直的財政調整効果を実証的に研究することにより、あるべき財政調整の姿を探った。

(2) 地方交付税制度の問題点は、既に、かなりの部分が既存研究により問題提起されているように思える。本研究では、これらの研究成果を元にして、主として新たな地方財政調整制度の設計の観点から考察した。

(3) 第2次世界大戦後すぐに財政調整のために導入された日本の地方交付税制度は50年以上経過し、この間にいろいろな点から小規模な手直しがなされているが、社会的・経済的環境が大きく変わった今日、抜本的に見直す時期が来ているものと考え、新たな方向性を探った。

3. 研究の方法

(1) 近年地域間財政格差が指摘されることが多いが、指摘されていることがどの程度正しいのかを、どのような尺度でこれを把握すべきか、を含め考察した。

(2) ただし、類似の分析は他の先行研究でも行われている。このような研究の最大の問題点は現状からの乖離を主たる測定目標とすることにあり、あるべき姿との乖離を求めることができないことにあった。

(3) そこで、本研究では、あるべき姿を追求する一環として、他国における格差のあり方と日本の格差の比較を考察した点が他の研究との大きな違いである。

4. 研究成果

(1) 国および地方政府からなる政府部門全体の財源配分の望ましいあり方を考察し、実現するために、どのような地方財政調整制度が適格的であるかの制度設計を考察した。人口減少および少子高齢社会では、どの程度の

財政格差が日本において許容可能なのか、どのような財政調整制度が望ましいのかを研究中である。

地方歳出膨張に関する研究はこれまで数多いが、本研究では財政調整制度に焦点を当てていることが第1の特徴である。現実の歳出のどの程度が地方交付税によって支えられてきたかを実証的に研究し、どのような手法でなされたかを明らかにした。

また、マクロ的な動向のみならず、以下のいくつかの視点から分析を行ったことが第2の特徴である。具体的には、都道府県・市町村別、都市圏や非都市圏などの地域別、などのカテゴリーを想定した。都道府県・市町村別は特に税収変化との関連が重要であり、バブル崩壊後大きく減収となったのは法人関係税の比重が高い都道府県であった。また、地域別も税収動向との関連で重要であり、大都市圏の都道府県の歳出が大きく減少しつつある要因を分析した。最終的にはどのような税収配分のあり方が望ましいかの分析に繋げる。マスコミ等で指摘されるのは、主として大きな問題が起こる地域にのみ注目していることであり、注意すべき点は、逆方向のことが現実には起こっていることである。具体的な例として、道府県税の変化率(年率,%)を1991年度から2005年度まででみると、かなりの地域で税収が減少していることは事実であるが、一方で、税収が増加している地域も少なくないことを忘れてはならない。



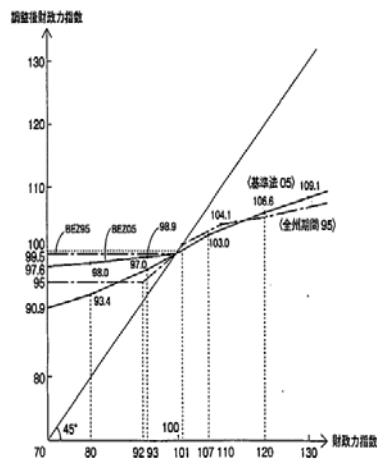
なお、上記のような財政運営の基調とは大きく異なり、2008年秋以降の急激な景気の落ち込みにより、地方財政が今後大きな打撃を受けている。このような事態に対処すべき方策等に関し、自治体議会政策学会にて報告を行った。

(2) 国際比較の研究に関しては、以下のような、連邦国家と単一国家に関する知見を得た。

日本の地方交付税制度と対極をなす、ドイツにおける州間の水平的財政調整制度の戦後 60 年間の推移を実証的に分析した。戦後を 3 期に分け、それぞれの期間における財政調整原則の変化を分析し、2005 年度に導入された財政調整制度を、新たな原則としてではなく、第 3 期に含まれることを明らかにした。

地域間財政格差を縮小する手法として、一人当たり税収の均等化を目標としてきた(旧)西ドイツであるが、1990 年 10 月 3 日のドイツ再統一により、(旧)東ドイツ地域が財政調整対象に含まれるため、2005 年度から新財政調整法が施行された。いくつかの点で、これまでの一人当たり税収配分均等化を原則とする旧財政調整法と異なり、特に注目すべきは、過疎地域にも追加的な財政需要を認めた点である。ただし、現行の財政調整制度は、経過措置的側面を有し、時限とされている。1995 年から 2005 年にかけての制度変更により財政調整効果がどのように変化したかを示すのが、以下の図である。

図3 州間財政調整と不足額(一般)連邦補充交付金



注) BEZ95 と BEZ05 は、それぞれ全州期間と基準法期間の不足額連邦補充交付金 (BEZ) 後の財政力指数である。

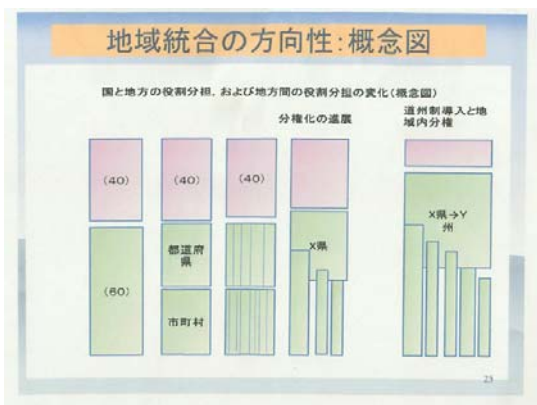
これまで、ドイツの水平的財政調整に関しては、日本の地方交付税とは異なり、税収配分の均等化が強調されてきたが、後進地域を含む形での再統一により地域間財政格差がきわめて大きくなると、そのみでは対応できないことが指摘でき、日本における地方交付税の今後のあり方を考察する上でも有益である。

(3) 日本における国と地方の関係および地方公共団体の基本的なあり方は、プロイセン自治制度を参考とした明治時代に遡ることができ、その後第 2 次世界大戦後にアメリカ

の制度を参考にして形式的な制度は大幅に変わったものの、現在でもなお中央集権的な色彩を強く帯びている。

その特徴は地方交付税制度に端的に表れており、必要コストから収入額を差し引いた差額補てんを行うことが最大の特色である。そのため、「三位一体の改革」で戦後初めて大規模な税源移譲が実現したが、地方財政全体としての地方税拡充にも関わらず、かえって地域間財政格差が拡大することになった。その大きな要因は地方税増加による交付税減少であり、分権の進展が、少規模な団体の財政規模を縮小させるという結果になった。このようなことが起こらないためには、交付税制度の抜本的な見直しが必要であり、ドイツにおける水平的財政調整制度が参考になる。とはいえ、1990 年のドイツ再統一後の、(旧)東ドイツ地域への財政調整と日本の非都市圏の地域を同じように考えてよいかどうかについては、再考の余地がある。

また、平成の大合併により市町村数がほぼ半分になったが、都道府県の効率化を枠組みを変えることによって行う点についてはまだそれほど本格的には取り組まれていない。社会的・経済的にも現実と乖離している現行都道府県制度を基本的に見直すことが必要である。その一つの方法として、道州制を導入することで効率化を図り、結果として、国全体としての財政調整総額を減少させることを考えてよい。



また、道州制導入のような基本的な枠組みの改革を行う際には、他国での新たな自治体創設の事例が参考になると考えられる。この点で興味深い事例が、アメリカ合衆国ジョージア州に 2005 年 12 月に新設された人口 10 万人弱のサンディ・スプリングス市 (The City of Sandy Springs, Georgia) である。この市は、業務のかなりの部分を民間企業にアウトソースしており、PPP (パブリック・プライベート・パートナーシップ) の先駆的な例として有名である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

齊藤 慎、地方分権と統合 - ローカリズムとグローバリズムの相剋 -、『適塾』(適塾記念会)、査読無、43巻、(2010)、12 - 28

中井英雄・伊東弘文・齊藤 慎、戦後 60 年間のドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史、大阪大学経済学、査読無、59巻、(2009)、15 ~ 41

山田雅俊、租税競争と消費者の地域選択、大阪大学経済学、査読無、59巻、(2009)、76 ~ 83

[学会発表](計2件)

中井英雄、伊東弘文、齊藤 慎、戦後 60 年間のドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史-第 3 期内の基準法による算定の簡素化と税源涵養インセンティブ、日本地方財政学会、2010.6.19、青山学院大学

齊藤 慎、地方財政改革をどう進めるか、自治体議会政策学会、2009.2.14、代々木ビジネスセンター

6. 研究組織

(1)研究代表者

齊藤 慎 (SAITO SHIN)

大阪大学・大学院経済学研究科・教授

研究者番号：70093565

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

山田 雅俊 (YAMADA MASATOSHI)

大阪大学・大学院経済学研究科・教授

研究者番号：90125782